見学のご案内

児童発達支援・放課後等デイサービス
たいにい・ぼっくす

●児童発達支援とは

地域の障がいのある未就学児の児童を対象とした療育施設・機関です。
その地域での生活が継続できることを念頭に、日常生活における基本的動作、自活に必要な知識や技能、集団生活への適応等の取得に向けたサービス提供を行う施設です。

●放課後等デイサービスとは

地域の障がいのある就学児の児童を対象とした療育施設・機関です。
小学校から高等学校までの学校通学中の障がい児が、
放課後や夏休み等の長期休暇中において、
生活能力向上のためのサービス提供を継続的にすることにより、
学校教育と相まって障害児の自立を促進するとともに、
放課後等の居場所づくりを行うことを目的とした施設です。

●「たいにい・ぼっくす」の由来

「たいにい＝Ｔｉｎｙ」「ぼっくす＝Ｂｏｘ」は、「ちっぽけな箱」のこと。
だれもが、存在の内側にいのちの箱を持っています。
それは、
ちっぽけかもしれないけれど
かけがえのない、
大事で可愛らしい、
宝物が詰まった箱、です。
ひとりひとりがそんな箱を持ち寄り、中身を取り出し合ってみんなで楽しんだり、
もっと宝物を増やしたりできるスペースでありたい。
スペースそのものが宝物だらけの玉手箱になったら、もっとうれしい。
たいにい・ぼっくすは、そんな気持ちで地域の宝箱になれるような運営を目指して、
地域でひととつながり、サービスを提供します。

【事業所見取り図】

洗面所

トイレ（2 畳ほどの広さです）

下駄箱

荷物置き場

キッチン

活動室（玩具等）

1　サービス利用にあったっての手順

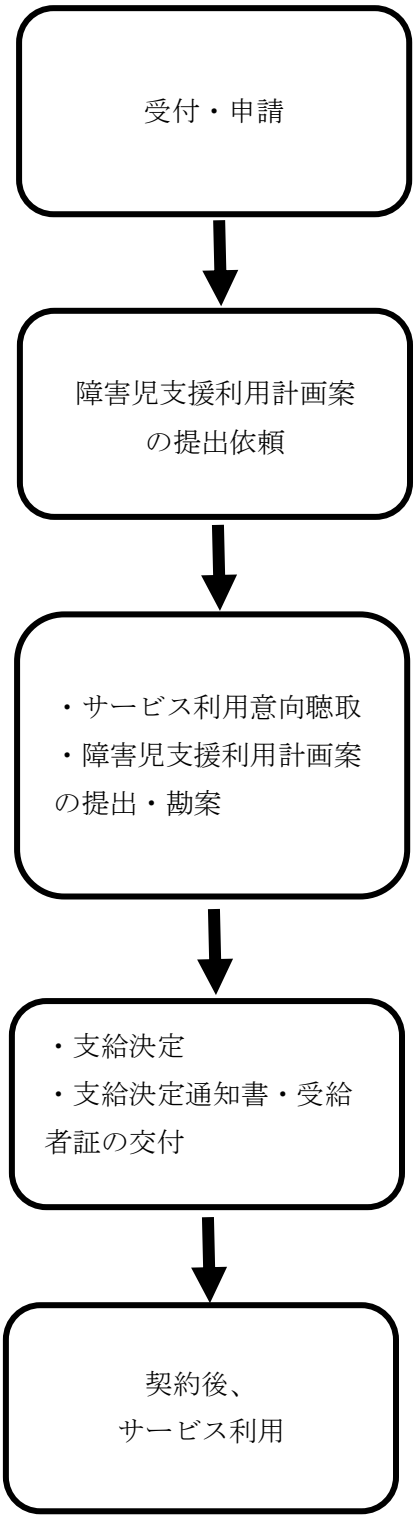

市町村の窓口を見る市町村の窓口にて申請を行います。
相模原市（南区）：南障害福祉相談課
℡042-701-772
大和市：すくすく子育て課
℡046-260-5673

指定障害児相談支援事業者を探す。障害児支援利用計画案の作成を依頼する。
※セルフプランの場合もあります。

指定障害児相談支援事業者がご自宅などに訪問し、生活の悩みや希望するサービスなどの内容を聞き取ります。
指定障害児相談支援事業者が、聞き取った内容と認定された障害支援区分を踏まえて障害児支援利用計画案を作成し、市町村へ提出します。

障害児支援利用計画の作成指定障害児相談支援事業者が、支給決定の内容から事業者調整などを行い、利用計画を作成し、市町村へ提出します。
利用契約受給者証を利用予定の事業者や施設に提示して利用を申し込み、契約を結びます。

契約に基づいてサービスを利用します。

【相模原市南区：障害児相談支援事業所】

虹の家相談室　神奈川県相模原市南区下溝４４１０番地
℡042-777-0111

こもれびの森相談室　神奈川県相模原市南区麻溝台４丁目１番２１号
℡042-701-9500

相談支援センター・フレンド　神奈川県相模原市南区麻溝台７４３
℡042-777-1790

相談支援事業所　アウル　相模原市南区新磯野３０８
℡042-749-6315

相談支援事業所　ピアサポート　相模原市南区上鶴間本町３－９－２
℡042-705-3334

ケアステーションやまびこ相談支援　相模原市南区東林間１－１５－１－６１１号
℡042-749-0687

※その他、web「障害福祉サービスかながわ」「WAM NET」を検索すると、利用にあたって様々な情報が掲載されています。

●ご利用料金について

世帯所得によって、上限負担額が決まっています。月額上限を上回る請求はございません。なお、満３歳の４月１日から３年間、利用料は無償となります。

ご利用者様の受給者証に記載されている負担上限額については、下記の表をご参照ください。

〈 世帯所得とお支払上限額 〉

世帯所得	お支払料金
非課税世帯	０円
約８９０万円まで	月額上限４,６００円
約８９０万円以上	月額上限３７,２００円

●諸経費について

上記のご利用料金とは別途に、ご負担をお願いする諸経費があります。

（ア）　おやつ代

・1 日のご利用につき、50 円頂戴いたします。

（イ）　創作費

・創作活動における材料費については、事前に通知した後、頂戴いたします。

（ウ）　その他

・イベントにおける課外活動等に必要とされる経費については、事前に通知したの後、頂戴いたします。

・日常生活における備品で、ご本人の負担が適当とされるものについては実費負

担していただきます。

（エ）　送迎について

・送迎に関する料金は、ご利用料金に「送迎加算」として追加されます。

2　事業所の特徴

事業所の種類	児童発達支援（相模原市指定　第 1452600602 号） 放課後等デイサービス（相模原市指定　第 1452600602 号）
事業所の名称	たいにい・ぼっくす
事業所の所在地	〒２５２－０３０３　神奈川県相模原市南区相模大野九丁目６番１８号
連　絡　先	電話番号　０４２－７４５－０６４６ ＦＡＸ　０４２－７４２－０４４７
管理者氏名	田嶋　史門
児童発達支援管理責任者	田嶋　史門
定　員	１０人
指定年月日	平成２７年３月１日
主たる対象者	知的障害児、肢体不自由

①　多機能型事業所

児童発達支援（未就学児）、放課後等デイサービス（小学生、中学生、高校生）の 2 つの形態のサービスをひとつの事業所で行う多機能型となっています。受給者証を取得していれば、18 歳（高校通学が条件）まで利用可能です。

②　利用者定員数

定員 10 名の事業所です。児童福祉法の規定により、最大 15 名、3 ヶ月の平均 13 名までの受け入れが可能となっています。

③　対象利用者

知的障害、肢体不自由を対象としています。様々な障害を抱えた方が利用しています。

④　運営時間

運営日及び運営時間、サービス提供時間は以下の通りです。

営業日 及び 営業時間	毎週　　月曜日～金曜日 （ただし、祝日、１２月２９日～１月３日はご利用できません） 午前９時から午後５時
サービス 提供時間 （送迎時間除く）	児童発達支援 ９：００～１３：００（終了時刻応相談） 放課後等デイサービス 放課後～１７：００（学校のある日・送迎あり） ９：００～１７：００　（長期休暇期間・送迎あり）

⑤ 送迎

片道 15 分以内の場所に限り、送迎しています。

【お迎え】

下校時刻時、学校へお迎えに参ります。現在対応している学校は１２校です。児童発達支援・長期休暇期間等、8:30～9:00 の間に自宅にお迎えにあがります。

【送り】

自宅への送りは、17:00 に事業所出発となります。マンション等玄関口に送迎車が着けない場合、到着 5～10 分前に電話連絡いたしますので、予め決めたお迎え場所まで来てください。

【送迎を利用しない場合】

送迎の利用は希望によります。送迎時間に自宅にいるのが困難な場合等、ご家族にて送迎対応していただくことで利用は可能です。その際、基本的に 8:30～18:00 の間としています。

⑥ スタッフの体制

利用者 2 名に 1 名の配置をしていますが、一定の距離をもって見守ることを大切にしています。

⑦ 見学

見学について以下の方法でお願いしております。いずれの際も、予めご連絡ください。

【利用前見学】

ご希望に応じ、利用者の利用時間（16:00～17:00）に来所していただきます。

【利用中の見学】

参観日等の予定はありません。利用中の様子が気になるとのことでしたら、日程調整のうえ、来所してください。

⑧ 支援プログラム

当事業所は、主に集団での活動を通じて、社会的行動・コミュニケーションスキルを習得することを目的としています。週間予定は以下の通りです。

月 火 水 金 曜日	16：30　掃除の時間 16：40　帰りの会 【内容】 スタッフのひとこと 子どもたちのひとこと ソーシャルスキルトレーニング（社会生活技能訓練） 17：00　送迎開始
木 曜日	16：20　音の時間 16：40　掃除の時間 16：50　帰りの会 【内容】 スタッフのひとこと 子どもたちのひとこと 17：00　送迎開始

・音の時間

毎週木曜日、歌、ダンス、演奏等を行っています。プロジェクターを使用することで、ダンスや演奏ができるように取り組んでいます。

・買い物 WEEK

毎月第 3 週、おやつの提供時、買い物のように硬貨を使用して購入する活動を行っています。目的は、種別認識、自己選択、硬貨の理解、計算等、利用者によって異なります。

・創作活動

月に 2 テーマほど設け、創作活動を行っています。

・おやつ作り

月に 2 回ほど実施しています。

・個別支援

個別支援計画に沿って、宿題やタスク作業、生活訓練をしています。

・掃除の時間

16:30（木曜日は 16:40）より 10 分間ほど行っています。他者と同じ活動をすること、掃除の方法・整理整頓の習得を目指しています。

・SST（ソーシャルスキルトレーニング）

帰りの会の 10 分ほど、SST の時間を設けています。プロジェクターを使用して、絵カードからの情報の読み取りや場面からの行動・言葉を考えます。なぞなぞ、箱の中身当てゲーム、風船バレー、ミニゲーム等も行います。

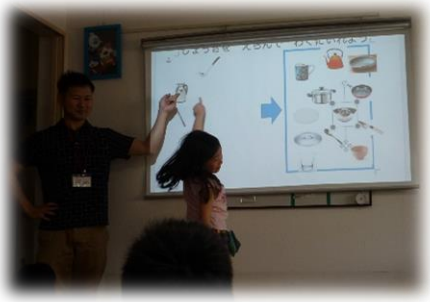

・外出（外遊び・長期休暇期間）

放課後、時折、近隣の公園に行きます。集団での遊び（鬼ごっこ、大縄跳び等）をしたりします。長期休暇期間は、外出を主に活動します。工場見学、動物園、博物館、水族館に行きます。事前に予定表を配布しています。

3　「療育」について

「療育」という言葉が独り歩きしている傾向があることから、2－⑧について、「支援プログラム」との表現をしております。

多くの方が「療育」と言う言葉から連想するものとして、「がんばって訓練して障がいを軽減、克服する」というイメージを持っていますが、本来の意味するところは、障害を持ちつつ成長する子どもを様々な面（訓練・学習・環境・道具等）から支える総合的な取り組みのことを指します。がんばって訓練することはとても重要ですが、学校の５時限６時限の授業後、放課後にできることは限られています。“たいにい・ぼっくす”は障がいを抱えた子どもたちの居場所づくり（環境）から始まり、充実した生活を送るための支援に取り組んでいます。